



山形県公報

平成23年4月22日（金）
第2238号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁福祉企画課）…411
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（同）…412
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の  
変更……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…同
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定に係る事業所の所在地の  
変更……………（置賜総合支庁福祉課）…413
- 山形県青年農業者等育成センターの変更の届出……………（農政企画課）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…414
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…415
- 公共測量の終了の通知……………（用地課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建設総務課）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会4月定例会の招集……………416

### 公安委員会関係

#### 告 示

- 山形県暴力追放運動推進センターの変更の届出……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…417

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類     | 指定年月日       |
|--------------------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人たいよう福祉会      | 特定施設入居者介護事業所ソーレ東根<br>東根市温泉町二丁目5番3-5号 | 特定施設入居者生活介護 | 平成23. 3. 22 |
| 株式会社ニチイ学館          | ニチイケアセンター山形三日町<br>山形市三日町一丁目3番48号     | 特定施設入居者生活介護 | 同 3. 25     |
| 株式会社陽だまり嶋          | 訪問介護 陽だまり嶋<br>山形市嶋南二丁目2番7号           | 訪問介護        | 同 3. 30     |
| 社会福祉法人たいよう福祉会      | 通所介護事業所ソーレ東根<br>東根市温泉町二丁目5番3-5号      | 通所介護        | 同 3. 31     |

**山形県告示第384号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類 | 指定年月日       |
|----------------|-----------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社陽だまり嶋      | 居宅介護支援事業所 陽だまり嶋<br>山形市嶋南二丁目2番7号   | 居宅介護支援  | 平成23. 3. 24 |
| 社会福祉法人たいよう福祉会  | 居宅介護支援事業所ソーレ東根<br>東根市温泉町二丁目5番3-5号 | 居宅介護支援  | 同 3. 31     |

**山形県告示第385号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類         | 指定年月日       |
|----------------------|--------------------------------------|-----------------|-------------|
| 社会福祉法人たいよう福祉会        | 特定施設入居者介護事業所ソーレ東根<br>東根市温泉町二丁目5番3-5号 | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 平成23. 3. 22 |
| 株式会社ニチイ学館            | ニチイケアセンター山形三日町<br>山形市三日町一丁目3番48号     | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 同 3. 25     |
| 株式会社陽だまり嶋            | 訪問介護 陽だまり嶋<br>山形市嶋南二丁目2番7号           | 介護予防訪問介護        | 同 3. 30     |
| 社会福祉法人たいよう福祉会        | 通所介護事業所ソーレ東根<br>東根市温泉町二丁目5番3-5号      | 介護予防通所介護        | 同 3. 31     |

**山形県告示第386号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地 |            | 障害福祉サービスの種類            | 変更年月日       |
|------------------------------------------|-------------|------------|------------------------|-------------|
|                                          | 変更前         | 変更後        |                        |             |
| 有限会社<br>カイセイカンパニー<br>最上郡金山町大字金山<br>364番地 | カイセイ居宅介護事業所 |            | 居宅介護<br>重度訪問介<br>護行動援護 | 平成23. 4. 11 |
|                                          | 新庄市鉄砲町7番27号 | 新庄市末広町7番4号 |                        |             |

## 山形県告示第387号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地              | 事業所の名称及び所在地   |               | 変更年月日       |
|---------------------------------------|---------------|---------------|-------------|
|                                       | 変更前           | 変更後           |             |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業<br>団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | サポートセンターあずさ   |               | 平成23. 3. 14 |
|                                       | 米沢市中央一丁目9番25号 | 米沢市城西一丁目3番78号 |             |

## 山形県告示第388号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第3項の規定により、山形県青年農業者等育成センターから次のとおり変更する旨の届出があった。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 変更事項               | 変更内容             |                    | 変更年月日      |
|--------------------|------------------|--------------------|------------|
|                    | 変更前              | 変更後                |            |
| 山形県青年農業者等育成センターの名称 | 財団法人やまがた農業支援センター | 公益財団法人やまがた農業支援センター | 平成23. 4. 1 |

## 山形県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山市西部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 井 澤 孝 夫 | 村山市大字稲下279番地  |
| 同        | 軽 部 進 一 | 同 大字大久保甲179番地 |

|     |         |   |               |
|-----|---------|---|---------------|
| 同   | 大 沼 廣   | 同 | 大字岩野1121番地    |
| 同   | 菅 井 一 郎 | 同 | 大字湯野沢196番地    |
| 同   | 石 井 正 市 | 同 | 大字湯野沢1406番地の1 |
| 同   | 奥 山 惣 司 | 同 | 大字大槓512番地     |
| 同   | 高 橋 一 利 | 同 | 大字大槓1355番地    |
| 同   | 細 谷 隆 志 | 同 | 大字白鳥1576番地    |
| 同   | 青 柳 正 博 | 同 | 大字白鳥1045番地の3  |
| 同   | 高 谷 太   | 同 | 大字大久保乙213番地   |
| 監 事 | 鈴 木 幸 和 | 同 | 大字湯野沢167番地    |
| 同   | 笹 原 孝 義 | 同 | 大字長善寺122番地の1  |
| 同   | 笹 原 茂 規 | 同 | 大字稲下1185番地の1  |

## 山形県告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山市西部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 菅 井 一 郎 | 村山市大字湯野沢196番地   |
| 同        | 高 橋 貢 一 | 同 大字大槓160番地     |
| 同        | 笹 原 勝 美 | 同 大字岩野1092番地    |
| 同        | 軽 部 進 一 | 同 大字大久保甲179番地   |
| 同        | 石 井 正 市 | 同 大字湯野沢1406番地の1 |
| 同        | 井 澤 孝 夫 | 同 大字稲下279番地     |
| 同        | 佐 藤 善 洋 | 同 大字大槓1371番地    |
| 同        | 細 谷 隆 志 | 同 大字白鳥1576番地    |
| 同        | 高 谷 太   | 同 大字大久保乙213番地   |

|     |         |   |              |
|-----|---------|---|--------------|
| 同   | 青 柳 剛   | 同 | 大字白鳥1164番地   |
| 監 事 | 笹 原 義 一 | 同 | 大字長善寺578番地   |
| 同   | 鈴 木 幸 和 | 同 | 大字湯野沢167番地   |
| 同   | 笹 原 茂 規 | 同 | 大字稲下1185番地の1 |

### 山形県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月22日から同年5月5日まで縦覧に供する。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長           |
|------------------------------------------|------|--------------------|---------------|
| 新庄市大字松本字松本319番12から<br>同 大字鳥越字新町後1005番8まで | 旧    | 42.0メートル<br>} 14.0 | メートル<br>1,178 |
| 同 上                                      | 新    | 42.0メートル<br>} 14.0 | メートル<br>78    |

### 山形県告示第392号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市 山王町地内、陽光町地内、三光町地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成23年2月9日から同年3月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点復旧測量）

### 山形県告示第393号

次の開発行為は、完了した。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年2月22日 指令置総建第54号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西置賜郡白鷹町大字鮎貝5806番1、5807番  
西置賜郡白鷹町大字鮎貝船場前三2703番9、2703番1  
西置賜郡白鷹町大字鮎貝船場前四2994番1、2995番、2996番1、2997番、2998番1、2999番1、3000番8、3007番3、3007番4、3009番3、3009番4

- 3 許可を受けた者の所在地及び名称  
西置賜郡白鷹町大字深山2941番  
早田 久次

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第6号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。  
平成23年4月22日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成23年4月25日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎901会議室
- 3 議 題
- (1) 地方行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
  - (2) 山形県うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の募集について
  - (3) 山形県立図書館協議会委員の委嘱（任命）について
  - (4) 平成23年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について
  - (5) 山形県産業教育審議会委員の解任及び委嘱（任命）について
  - (6) 教職員の人事について

## 公安委員会関係

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第6号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、山形県暴力追放運動推進センターから、次のとおり変更した旨の届出があった。  
平成23年4月22日

山形県公安委員会  
委員長 中 山 眞 一

- 1 変更に係る事項

| 名 称                 |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 変 更 前               | 変 更 後                 |
| 財団法人山形県暴力追放運動推進センター | 公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター |

- 2 変更年月日  
平成23年4月1日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年8月22日まで縦覧に供する。

平成23年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ下条店

山形市下条町二丁目6番40号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社カミオ 山形市下条町二丁目4番51号

代表取締役 神尾誠一

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 午前9時    | 午後9時    |
| 大 丸 昭 雄             | 午前9時    | 午後9時    |
| 有 限 会 社 キ ュ ー ピ ッ ト | 午前9時    | 午後9時    |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 午前9時    | 翌日の午前0時 |
| 大 丸 昭 雄             | 午前9時    | 翌日の午前0時 |
| 有 限 会 社 キ ュ ー ピ ッ ト | 午前9時    | 翌日の午前0時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成23年4月1日

5 届出年月日

平成23年3月29日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年8月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 正 誤 |      |
|------------|-----------|-----|-----|------|
|            |           |     | 行   | 誤    |
| 平成23. 4. 1 | 号外（8）     | 10  | 21  | 濱田宗一 |
|            |           |     |     | 立松 潔 |